

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-585 改 1
提出年月日	平成 30 年 8 月 21 日

V-1-10-15 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画
非常用取水設備

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「非常用取水設備」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「非常用取水設備」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、東海第二発電所における「非常用取水設備」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画」により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【非常用取水設備】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー ◎:主担当 ○:関連	組織内外の部門間の相互関係 ◎:供給者 ①:発電所		実績(○) /計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者			
設計 計 3.3.1				○	新規制基準への適合に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備 業務実績又は業務計画	
設計 計 3.3.2	適合性確認対象設備に 応する要求事項の明確 化	各条文の対応に 必要な適合性確 認対象設備の選 定	①	○	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確 認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、技術基準規則と過去の指針等（「発電用 軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する 技術基準を定める省令」及び解説）と比較して追加又は変更された要求事項を抽出するた めに必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対応設備に係 る機能ごとに「非常用取水設備」を抽出し、その結果をアラートとして様式-2に整理 した。	・様式-2 設備リスト
			①	○	保守総括グループマネージャーは、様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認 対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、また この要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認 した。	
			①	○	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.1 基本設計方針の作成（設計 1）」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確 にし、アラートとして、各条文と施設における適用要否の考え方を様式-3に取りまと めた。	・様式-3 技術基準規則の各 条文と各施設における 適用要否の考え方 ・様式-4 施設ごとの対比一 覧表
			①	○	保守総括グループマネージャーは、様式-3をインプットとして、条文と施設の関係を一 覧に整理し、アラートとして様式-4に取りまとめた。	・様式-5 工認添付書類星取表 ・様式-6 条文の設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表
			①	○	保守総括グループマネージャーは、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様 式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替え るとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条文ごとに詳細な検討が必要とな る項目を整理し、アラートとして工認規書類と本工事計画の関係を様式-5に取りまとめ た。	
			①	○	保守総括グループマネージャーは、設置許可基準規則及び設置変更許可申 請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明 確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、アラートとして 各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式 -7に取りまとめた。	
			①	○	保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設置変更許可申請書をインプットとし て、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用 する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連をアラート として様式-5に取りまとめた。	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所 供給者			
							保守総括グルーブマネージャーは、様式-3、様式-4、様式-5、様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設備に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。	
							保守総括グルーブマネージャーは、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設備の要求事項を明記する様式-5及び基本設計方針をして、該当する条文の基本設計方針に付する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアートブックとして様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に取りまとめた。	・様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表
設計 3.3.3 (2)						○	保守総括グルーブマネージャーは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室)プラント管理グループマネージャーに必要な検討を依頼した。 保守総括グルーブマネージャーは、取りまとめた様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄についてV-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行なわれているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。 基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【1】は、本工事計画内の資料との関連）	
設計 3.3.3 (2)				○		○	1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。 ・技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）、第49条（重大事故等対処施設等の地盤の適合に必要な設計をV-1-10-4の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波による損傷の防止」の適合に必要な設計をV-1-10-4の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第6条（設計基準対象施設の津波による損傷の防止上）、第51条（重大事故等対処施設の津波による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「2. 設計基準対象施設の津波による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条（設計基準対象施設の火災による損傷の防止）、第52条（重大事故等対処施設の火災による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第13条（安全避難通路等）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。	「原子炉冷却系系統施設」 参照
設計 3.3.3 (2)						○		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所			
							業務実績又は業務計画	記録等
							2. 冷却水の容量を確保するための設計 (開発計画室) 土木耐震グループマネージャー、(開発計画室) 土木計画グループマネージャー、(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び(発電管理室) 全向上グループマネージャーは、様式-2で「非常用取水設備」として抽出した取水構造物、貯留堰、S A用海水ピット、緊急用海水ポンプ、海水引込み管、海水引込水塔、海水ポンプ、S A用海水ピット及び緊急用海水取水管について、水位変動に伴う取水性低下に係る評価結果により、引き波時に取水機能を確保するための、冷却するまでの間に必要な海水を冷却水として貯水するための、火力津波に対する取水性の評価及び冷却に必要な海水を貯留する設備の設計を以下に示すとおり実施した。	・設計資料(非常用取水設備)

(1) 入力津波に対する取水性の評価

(発電管理室) 設備耐震グループマネージャーは、火力津波に対する取水性評価を行うために、V-1-10-13の「2.4.2(5)c.(a) 水位変動に伴う取水性低下に係る評価」において実施した評価結果により、引き波時に取水機能を確保するための、冷却に必要な海水を貯留する設備が必要であることを確認した。

(2) 冷却に必要な海水の貯留容量の設定及び貯留するための設備の設計

(開発計画室) 土木耐震グループマネージャー、(開発計画室) 土木計画グループマネージャー、(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び(発電管理室) プラント安全向上グループマネージャーは、「2. (1) 火力津波に対する取水性の評価」で必要とした海水を確保するための設備に対して、海水ポンプの取水可能水位を維持する設備としての取水構造物、貯留堰、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管の設計を以下に示すとおり実施した。

a. 冷却に必要な海水の貯留容量の設定

(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、冷却に必要な貯留容量を設定するため、引き波時ににおいて冷却に必要な海水量を設定し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。
(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、「2. (1) 火力津波に対する取水性の評価」で必要とした海水を確保するための設備に対して、海水ポンプの取水可能水位を維持する設備としての取水構造物、貯留堰、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット及び緊急用海水取水管の設計結果を以下に示すとおり実施した。

b. 冷却に必要な海水の貯留するための設備の設計

(a) 設備仕様に係る設計
(開発計画室) 土木耐震グループマネージャー、(開発計画室) 土木計画グループマネージャー、(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び(発電管理室) プラント安全向上グループマネージャーは、冷却に必要な海水を取水するため、「2. (2)a. 冷却に必要な海水の貯留容量の設定」で設定した貯留容量を確保するため、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、貯留機能のうち、海水ポンプへ導水するための流路としての取水構造物、貯留堰、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水引込水塔、海水引込水塔、海水ポンプ、S A用海水ピット、緊急用海水引込水塔、海水引込水塔、海水ポンプ、S A用海水ピット及び緊急用海水取水管の設計結果をアウトプットとして設定根拠に取りまとめた。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						備考
		組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ②:関連	実績(○) 計画(△)	業務実績又は業務計画		記録等		
当社	供給者	本店	発電所	供給者	水ポンプビット及び緊急用海水取水管の設備仕様、構造、配置を決めるための設計を実施し、それをアウトプットとして設備仕様、配置図、構造図に取りまとめた。	(開発計画室) 機械設備グループマネージャーは、これらの設計結果をイ ンプットとして、取水構造物、貯留槽、SA用海水ビット取水塔、海水引込 み管、SA用海水ビット、緊急用海水ポンプビット及び緊急用海水取水管が 設計基準事故時及び重大事故等時に事故が収束するまでの間に必要な海水を 取水できることを確認し、それをアウトプットとして設計資料に取りまとめ た。		
					(開発計画室) 土木耐震グループマネージャー、(開発計画室) 土木計画 グループマネージャー、(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び (発電管理室) プラント安全向上グループマネージャーは、取りまとめた設 計資料をレビューし、承認した。	保守総括グループマネージャーは、取水構造物、貯留槽、SA用海水ビッ ト取水塔、海水引込み管、SA用海水ビット、緊急用海水ポンプビット及び 緊急用海水取水管に必要な設備設計のうち、健全性に係る「悪影響防止等」、 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。		
					(2) 各機器固有の設計	a. 耐震評価 (発電管理室) 機械設備グループマネージャー、(発電管理室) プラント安全 向上グループマネージャー及び(開発計画室) 土木耐震グループマネージャーは、 耐震評価をV-1-10-4の「4.8.3 非常用取水設備の耐震設計」で実施した。	b. 強度評価 (開発計画室) 土木耐震グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の 「12. 材料及び構造に係る設計」に示すとおりに実施した。	
						【機器の配置を明示した図面】【要目表】【系統図】【構造図】【設備別記載事 項の設定根拠に関する説明書】【発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防 止に関する説明書】【取水口及び放水口に関する説明書】【強度に関する説明書】 【耐震に関する説明書】		
						設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作 成(設計1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保 するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証 を実施させ、承認した。	設計資料(非常用取水 設備)	
					→ 設計のアウトプットに 対する検証	③ → (3)	○ — —	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						備考
		組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ②:関連	実績(○) 計画(△)	業務実績又は業務計画	記録等			
3.3.3 (4)	当社 ↓ 工事計画認可申請書の作成	供給者 ↓ 工事計画認可申請書の承認	① ○	① ○	① ○	① ○	① ○	・工事計画認可申請書案 書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2)をもとに工事計画として整理することにより本工事計画認可申請書案を作成した。
3.3.3 (5)	当社 ↓ 工事計画認可申請書の承認	供給者 ↓ 工事計画認可申請書の承認	① ○	① ○	① ○	① ○	① ○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」に基づき、作成した工事計画認可申請書案について、確認を行った。 d. 工事計画認可申請書案の「3.3.3(3) 設計」に対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4) 原子炉施設保安運営委員会議事録」を実施した工事計画認可申請書案について、保守監査グループマネージャーは、設計を主管するグループのマネージャーが作成した資料を取りまとめ、V-1-10-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子炉施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。
工事及び検査	工事計画の実施 ↓ ③.5調達工事及び検査に係る調達管理の実施 ↓ ④.1具体的な設備の設計の実施(設計3) ↓ ④.2具体的な設備の実施 ↓ ④.3適合性確認検査の計画 ↓ ④.4検査計画の管理	工事 及 び 検 査 △	△ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○	・工事計画の実施 ③.5調達工事及び検査に係る調達管理の実施 ④.1具体的な設備の設計の実施(設計3) ④.2具体的な設備の実施 ④.3適合性確認検査の計画 ④.4検査計画の管理 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計」を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3 合理性確認検査」に基づき、本工事計画の計画に適合することを確認するための合理性確認検査を計画する。 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.4 検査」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。 検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
		◎:主担当	○:関連	供給者		本店	発電所	
	当社							
工事及び検査								

→ 適合性確認検査の実施

-----→ : 必要に応じ実施する。

様式-9

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

設備区分／系統／機器区分			機器名	重要度分類	本文品質保証計画 「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
その他発電用原子炉の附属施設	非常用取水設備	取水設備	---	---	取水構造物	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
			---	---	貯留堰	○	■
			---	---	S A用海水ピット取水塔	○	—
			---	---	海水引込み管	○	—
			---	---	S A用海水ピット	○	■
			---	---	緊急用海水ポンプピット	○	—
			---	---	緊急用海水取水管	○	■